

## 一般競争入札公告

山梨県福祉保健部健康長寿推進課が発注する「山梨県立青い鳥老人ホームナースコール設備及び電話設備更新工事」に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和4年8月9日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 名称及び数量

山梨県立青い鳥老人ホームナースコール設備及び電話設備更新工事 1式

#### (2) 仕様等

入札説明書及び仕様書で定めるとおり

#### (3) 納入期限

令和5年1月31日

#### (4) 履行場所

山梨県立青い鳥老人ホーム（山梨県笛吹市春日居町小松 855-192）

### 2 一般競争入札の参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 公告の日から落札者決定の日までに、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年4月1日）」又は「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年2月3日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (7) 山梨県内に本店もしくは支店を有すること。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 400-8501  
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県福祉保健部健康長寿推進課 介護基盤整備担当 塩島  
電話番号 055-223-1451  
F A X 055-223-1469  
chouju@pref.yamanashi.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和4年8月22日（月）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3の（1）の交付場所において交付する。

- (3) 入札参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。ただし、確認に係る申請書の提出期限は、令和4年8月23日（火）までとする。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

令和4年9月1日（木） 午前11時00分  
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館 404会議室

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜金額）を入札書に記載すること。

- (6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をも

って有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札に関する注意事項

- ア 入札参加者は、「入札説明書」、「仕様書」及び「契約書案」を熟覧の上、入札すること。
- イ 入札に関する事項は、入札心得（別途配布）を確認すること。
- ウ 郵送又は電送による入札を認めないので、入札参加者は、3（1）に定める入札の日時及び場所に集合すること。

4 その他

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 契約保証金

政令第167条の16第1項及び規則第109条に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし規則第109条の2の各号に該当する場合には免除とする。免除を希望する場合は、山梨県財務規則第109条の2各号に該当することを証する書類を提出すること。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 違約金の有無

有

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむ得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為があるなどにより明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) 落札者が契約締結までの間に2に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。